

甲賀広域行政組合湖南中央消防署

基本設計業務委託要求水準書

甲賀広域行政組合消防本部

目次 内容

第1章 総則	1
1. 本書の位置づけ	1
2. 本事業の背景と目的	1
3. 本事業の基本方針	1
(1) 基本理念	1
(2) 基本方針	1
4. 整備対象施設の基本条件	2
(1) 敷地条件の概要	2
(2) 施設条件の概要	3
(3) 事業方式	3
(4) 設計条件の資料	3
5. 遵守すべき法制度等	3
(1) 法令	3
(2) 要項・各種基準等	4
第2章 基本設計業務要求水準	5
1. 設計業務遂行に関する要求内容	5
(1) 共通事項	5
(2) 基本設計に係る標準業務	5
(3) 業務の対象範囲	5
(4) 業務の期間	6
(5) 設計体制と技術者の設置・進捗管理	6
(6) 基本設計に関する書類の提出	6
(7) 基本設計業務に関する留意事項	7
(8) 設計変更について	7
2. 施設配置の要求水準	7
(1) 敷地ゾーニング	7
3. 対象施設の要求水準	8
(1) 設計方針に係る要求水準	8
(2) 設計に係る要求水準	10
設計著作権に関する特約条項	13

第1章 総則

1. 本書の位置づけ

本要求水準書は、甲賀広域行政組合消防本部（以下「消防本部」という。）が、甲賀広域行政組合湖南中央消防署の建替事業の実施にあたって、本事業を実施する事業者（以下「事業者」という。）に要求する施設等の基本設計業務水準を示すものである。また、本要求水準書は、事業者のアイデア、ノウハウ、技術力を最大限に生かすために基本的な考え方を示すこととし、目標を達成する方法・手段等については、事業者が自由に提案を行うものとする。

2. 本事業の背景と目的

甲賀広域行政組合湖南中央消防署は、昭和55年に建設されて44年が経過し老朽化が進み、耐震性能が不足する等、大規模災害時に防災拠点として十分な機能が果たせないことが明らかとなっている。また、平時の業務においても執務スペースや車庫スペースの狭小、地球環境対策や省エネルギーへの課題、女性消防職員の勤務スペースの確保等さまざまな問題が顕在化している。

昨今の頻発・激甚化する自然災害等を背景に複雑化する消防ニーズに応えつつ、安全で安心な地域づくりを推進するために、災害に強く、人と地球環境にやさしい機能的な消防庁舎を新たに整備することとする。

3. 本事業の基本方針

(1) 基本理念

人口減少・少子高齢化の進行、頻発化・激甚化する自然災害等を背景に複雑化する消防ニーズに応えつつ、市民の日々の暮らしを支える『安全・安心』を未来につないでいく。

(2) 基本方針

基本方針を以下の4項目のように設定する。

- ① 安全・安心： 市民の安全・安心を支える高機能的な庁舎
 - ・ 消防機能が充実した庁舎
 - ・ 働きやすい、職員にやさしい庁舎
- ② 持続可能： 災害に強く持続可能な庁舎
 - ・ 地震や台風などの自然災害に強い庁舎
 - ・ 公共インフラが途絶しても機能する庁舎
 - ・ 大規模災害時に防災拠点として機能する庁舎
 - ・ 変化に対応する庁舎
- ③ 地域連携： 地域に寄り添い、地域に開かれた庁舎
 - ・ 地域に寄り添う庁舎
 - ・ 親しみやすい庁舎
- ④ 環境配慮： 人と地球環境にやさしい庁舎
 - ・ 人にやさしい庁舎
 - ・ 地球環境にやさしく経済的な庁舎

4. 整備対象施設の基本条件

(1) 敷地条件の概要

計画場所：	滋賀県湖南市岩根地先（詳細図面にあつては、消防本部にて受渡しを行う）
敷地面積：	約 9,300 m ² （現況は田）
地域区分・用途地域：	市街化調整区域
その他法的要件：	農業振興地域用地（青）
主な接道：	県道彦根八日市甲西線 幅員約 15m
浸水想定区域：	0.0～0.5m未満（敷地造成により敷地が嵩上げにて対応可能）
インフラ：	南側道路に上下水本管（基本計画書に明示）

※基本設計と同時期に他の事業者が測量・造成設計を行うため、計画地盤高の設定等については、連携・協力すること。

(2) 施設条件の概要

① 庁舎棟（庁舎・車庫）

- ・ 2階建て 延べ床面積 約 1,800 m²

- ・ 耐震安全性の分類

「官庁施設の総合耐震・対津波対策計画基準（平成 25 年 3 月 29 日付け国営計第 126 号、国営整第 198 号国営設第 135 号）」による、耐震安全性の分類は次のとおりとする。

構造体： I 類

建築非構造部材： A 類

建築設備： 甲類

② 屋外訓練スペース

- ・ 訓練塔
- ・ 補助塔
- ・ 山岳訓練壁
- ・ 模擬家屋
- ・ ホース乾燥塔及びホース散水壁

③ 屋外付帯

- ・ 駐輪場
- ・ 平面駐車場
- ・ ヘリポート（ブラストフェンス含む）
- ・ 車両回転スペース
- ・ 備蓄倉庫（庁舎内に設置でもよい）

※詳細は基本計画書に明記

(3) 事業方式

選定事業者が基本設計を行う。実施設計以降については、実施設計及び建設工事を一体的に発注する実施設計・施工一括発注方式（DB方式）を予定。なお、実施設計以降の事業について、本件選定事業者が資格要件を失うものではない。

(4) 設計条件の資料

設計条件については、次の資料による。

- ・要求水準書
- ・基本計画書（消防本部にて受渡しを行う）
- ・その他資料

5. 遵守すべき法制度等

(1) 法令

本事業の実施にあたっては、以下に掲げる関連の各種法令（施行令及び施行規則等、指導要綱も含む）を遵守するとともに、要綱・各種基準（最新版）については適宜参考にすること。なお、記載のない各種関連法令等についても適宜遵守すること。

①関連法令

- ・建築基準法
- ・都市計画法
- ・消防法
- ・河川法
- ・建築物省エネ法
- ・屋外広告物法
- ・高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
- ・水道法・下水道法
- ・水質汚濁防止法土壌汚染対策法
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 建築物における衛生的環境の確保に関する法律
- ・公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律
- ・建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 大気汚染防止法騒音規制法振動規制法
- ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 資源の有効な利用の促進に関する法律

②条例等

- ・滋賀県建築基準条例
- ・滋賀県建築基準法施行細則
- ・滋賀県建築基準法取扱基準
- ・近畿建築行政会議建築基準法共通取扱い集
- ・だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例
- ・湖南市景観条例
- ・滋賀県公害防止条例

(2) 要項・各種基準等

①共通

- ・官庁施設の基本的性能基準
- ・官庁施設の設計段階におけるコスト管理ガイドライン
- ・官庁施設の総合耐震・対津波計画基準及び同解説
- ・官庁施設の環境保全性基準
- ・官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準
- ・官庁施設の防犯に関する基準 建築設計基準、同資料
- ・公共建築工事積算基準及び同解説
- ・公共建築工事共通費積算基準
- ・公共建築工事標準単価積算基準

②建築

- ・建築工事設計図書作成基準
- ・公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（令和 4 年版）
- ・建築設計基準、同資料
- ・建築構造設計基準、同資料
- ・構内舗装・排水設計基準、同資料
- ・建築設備設計基準
- ・雨水利用・排水再利用設備計画基準
- ・緊急離着陸場等の設置指導基準（ヘリコプター）
- ・緊急消防援助隊広域活動拠点の標準モデル

③設備

- ・建築設備計画基準
- ・建築設備工事設計図書作成基準
- ・公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（令和 4 年版）
- ・公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（令和 4 年版）
- ・公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（令和 4 年版）
- ・公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）（令和 4 年版）
- ・建築設備耐震設計・施工指針（（一財）日本建築センター）（市販）
- ・建築設備設計計算書作成の手引（（一社）公共建築協会）
- ・空気調和システムのライフサイクルエネルギーマネジメントガイドライン

第2章 基本設計業務要求水準

1. 設計業務遂行に関する要求内容

(1) 共通事項

事業者は、要求水準書や技術提案書等をもとに、調査・基本設計業務及びその他関連業務を適切に行うこと。特に、業務品質の確保を確実にするために、品質確保の体制やプロセスを適切に計画し実行し管理すること。

事業者は、複数の事業者により業務を実施する場合は、構成企業の業務内容に応じて業務分担を具体的に定めること。また、代表企業が消防本部との調整・協議等における窓口役を担うとともに、構成企業が的確に業務を実施するよう業務全般の統括管理を行うこと。

事業者は、請負契約締結後速やかに業務実施体制表を消防本部に提出すること。体制表には、配置を義務付けた管理技術者、主任技術者、照査技術者等の技術者とその役割について記載すること。管理技術者は、各業務間での必要な業務の漏れ、不整合その他の事業実施上の障害が発生しないよう必要な調整を行うこと。

(2) 基本設計に係る標準業務

- ・ 建築（総合）
 - ・ 建築（構造）
 - ・ 電気設備（消防通信指令システム関連との調整を含む）
 - ・ 機械設備（給排水衛生設備、空調換気設備等）
 - ・ 建築概算
 - ・ 電気設備概算
 - ・ 機械設備概算
 - ・ 現場監理概算
 - ・ 各種法令・条例（建築基準関係規程（みなし規定を含む。）等に係る法令・条例を含む。）に関する事前協議及び資料の作成、申請手続が必要な場合にはこれに付随する詳細協議や申請図書の作成
 - ・ エネルギー消費性能関係計算書のモデル建物法による作成
 - ・ 住民説明等に必要な資料の作成（周辺の田に対して日照阻害の状況確認を含む）
 - ・ 現況測量調査
 - ・ 地質調査
- （別途造成設計担当の事業者と連携・協力して業務を行い、また現況測量及び地質調査は、測量造成設計担当の事業者が行ったデータを利用することを可とする。）
- ・ テレビ電波障害の調査と障害予想区域図の作成
 - ・ ライフサイクルコスト計画書（光熱水費、保守点検、清掃、機械運転管理費、長期修繕費によるライフサイクルコストの試算）
 - ・ 実施設計及び建築工事を一体的に発注する（DB方式）ための要求水準書の作成並びにこれら業務に係る業務価格の設定

(3) 業務の対象範囲

本要求水準書、基本計画書、提案内容、事業契約書等に基づいて、施設整備に必要な基本設計を行うこと。

事業者は、設計業務を適正かつ円滑に実施するため、協議等（1回／月程度）において監督職員と密接に連絡を取り、十分に打ち合わせを行うこと。

事業者は、監督職員と打合せを行った場合、その都度打合せ記録を作成し、監督職員の確認を受けること。

事業契約締結後、速やかに電波障害調査を行うこと。

消防本部が議会や市民（近隣住民も含む）等に向けて設計内容に関する説明を行う場合や、別途事業者が開発に関して湖南省庁内の関連機関との協議を行う場合、消防本部の要請に応じて説明用資料を作成し、必要に応じて説明に関して協力すること。

(4) 業務の期間

契約締結日から、令和7年8月29日までとする。ただし、事業者の責に帰さない理由により、期限までに業務を完了することができない場合は、発注者と協議の上、期限を延長する。

(5) 設計体制と技術者の設置・進捗管理

事業者は、基本設計業務の管理技術者、主任技術者（建築、構造、電気設備、機械設備の分野ごと）、照査技術者を配置し、組織体制と合わせて設計着手前に消防本部が指示する書類を提出すること。なお、構造、電気設備及び機械設備の主任技術者は協力業者の配置でも可とする。また、基本設計の進捗管理については、事業者の責任において実施すること。

(6) 基本設計に関する書類の提出

事業者は、基本設計の終了時に遅滞なく以下の書類を提出すること。消防本部は、是正箇所がある場合には是正要求する。また、提出図書は全てのデジタルデータ（PDF 及び CAD データ等）も提出すること。なお、各書類等の提出形態等については、消防本部との協議によるものとする。

〈主な提出書類〉

① 建築（総合）基本設計図書

- ・設計説明書（計画概要、意匠・構造・設備計画、環境配慮計画等を含む）
- ・仕様概要書
- ・仕上げ概要書
- ・面積表及び求積図
- ・敷地案内図
- ・配置図
- ・平面図（地下ピット、各階、各訓練施設を含む）
- ・断面図（各訓練施設を含む）
- ・立面図（各訓練施設を含む）

- ・ 外構図
- ・ 仮設計画図
- ②建築（構造）基本設計図書
 - ・ 構造計画図
- ③設備基本設計図書
 - ・ 電気設備・機械設備計画図
- ④その他
 - ・ 各室設計条件諸元表
 - ・ 工事費概算書
 - ・ 略式工事工程表
 - ・ 完成予想パース（鳥瞰1カット、外観1カット、内観2カット A3）
 - ・ 実施設計及び建築工事要求水準書
- ⑤資料
 - ・ 各種技術資料・エネルギー消費性能計算プログラムの計算結果
 - ・ 各調査報告書
 - ・ 各協議記録（所管庁協議書、打合せ議事録等）

(7) 基本設計業務に関する留意事項

消防本部は、事業者の基本設計の検討内容について、必要に応じて随時聴取することができるものとする。なお、事業者は、作成する設計図書及びそれに係る資料並びに消防本部から提供を受けた関連資料を、当該業務に携わる者以外に漏らしてはならない。

(8) 設計変更について

消防本部は、必要があると認める場合、事業者に対して、工期（業務の履行期間）の変更を伴わず、かつ事業者の提案を逸脱しない範囲で、当該施設の設計変更を要求することができる。その場合、当該変更により事業者に追加的な費用（設計費用及び調査費等）が発生したときは、消防本部が当該費用を負担するものとする。一方、本事業の費用に減少が生じたときには、本事業の対価の支払額を減額するものとする。

2. 施設配置の要求水準

新庁舎の施設配置等は、下記のとおりとする。

(1) 敷地ゾーニング

- ①緊急車両は東側道路（県道彦根八日市甲西線）から出動することとし、緊急車両車庫は迅速な出動動線を最優先に考え、車庫の向き・配置に配慮すること。
- ②緊急車両の方向転換およびUターンは、敷地内で行えるよう十分なスペースを設けること。
- ③緊急車両の出動時の安全性に最大限配慮するとともに、サイレン音による騒音等の影響を最小限にすること。
- ④屋外には複雑多様化する災害に対応するために、様々な災害を想定した実践的な訓練ができ

る、充実した訓練設備を設けること

- ⑤緊急消防援助隊の受け入れを可能とするために、車両等の駐車スペースや宿营地等（駐車場と併用可）を確保すること。
- ⑥災害時におけるヘリコプターでの緊急輸送活動や傷病者の早期搬送のために、ヘリポートを設けること。また、周辺への防風対策としてブラストフェンスを設けること。
- ⑦来庁者の駐車場・駐輪場と庁舎棟玄関をできる限り近接するようにし、緊急車両の出動を妨げない配置とし、緊急車両の迅速な出動と来庁者の安全性を確保すること。
- ⑧敷地を嵩上げ等により浸水対策を実施し、前面道路から建物まで設置するスロープは、来庁者、車両、消防訓練を行う場合を考慮した勾配とすること。
- ⑨既存道路が行き止まりとなる箇所に車両回転スペースを設けること。

3. 対象施設の要求水準

(1) 設計方針に係る要求水準

①消防機能が充実した働きやすい庁舎

- ・ 平時・災害時とも効率的に使用できる執務環境や出動動線に配慮した庁舎とすること。
- ・ 日常的な訓練やトレーニングのための充実した設備・スペースを確保すること。
- ・ 出動準備室にはミーティング用の大型モニター等、効果的に ICT 設備を導入し、防火衣ロッカーは効率よく収納できる回転式のものを導入すること。
- ・ 車庫は迅速な出動に必要な広さを確保し、出動をスムーズにするために開口部を工夫すること。
- ・ 衛生面に配慮し、適切かつ安全に消毒を行うための救急消毒室（除染室）を設置すること。
- ・ 災害時は災害対策本部や、緊急消防援助隊が派遣された場合、応援職員の執務室（調整本部）として、平時は救命講習室としてなど、多様な利用に対応した多目的室を配置すること。利用目的や人数に応じた使い分けができるよう、可動間仕切りを設置すること。
- ・ 書庫や収納保管スペースを十分に確保すること。
- ・ 仮眠室は個室とし、女性職員と男性職員の生活スペースの動線が交錯しない計画とし、男女の人数変化にも対応可能な計画とすること。

②災害に強く持続可能な庁舎

- ・ 耐震安全性の目標として、「官庁施設の総合耐震・対津波対策計画基準」による、耐震安全性の分類について、構造体は I 類、建築非構造部材は A 類、建築設備は甲類とすること。
- ・ 大規模災害時、公共インフラが途絶しても自立し事業継続が可能な庁舎とすること。
- ・ 時代の流れと共に変化する社会ニーズや、業務に必要な資器材の変化、消防業務におけるデジタル技術の革新等に柔軟に対応可能な庁舎とすること。
- ・ 事務室は、省スペース化を図りながらレイアウトの可変性に優れた執務空間とすること。

と。

- ・浸水等により消防活動拠点としての機能が失われないために、敷地の高上げや庁舎の構造、設備の配置とすること。
- ・少量危険物庫の整備により、消防車両等の燃料を確保すること。

③地域に寄り添い親しみやすい庁舎

- ・防災における市民、地域、行政等との連携体制を支えるために、地域にとって消防署が身近な存在に感じられ、地域の防火・防災意識の高揚を図れるための機能を計画すること。
- ・地域の消防団等の日々の訓練や応急手当指導、啓発活動等の活動拠点として多目的室等を利用可能とするため、来庁者の動線と職員の出動動線が交錯しないようにし、セキュリティに配慮したゾーニングに配慮すること。
- ・内装・インテリア・デッキ等に地域産木材等を積極的に使用し、あたたかみのある親しみやすいデザインとすること。

④人と環境に優しい庁舎

- ・建物・外構のデザインについては、事業者の工夫により周辺地域との調和を図り、周辺の田への日照障害を考慮すること。
- ・各種届出、救命講習、防災教育等で来庁する市民にとっても利用しやすい庁舎とするため、施設案内・サイン等にはユニバーサルデザインに配慮するとともに、多目的トイレ、エレベーター、授乳室等を設置し、バリアフリー化とすること。
- ・自然採光や自然換気、外皮の高性能化及び省エネルギー設備を導入するなど一次エネルギー消費の削減を目指し、環境保全性や経済性に配慮した建築物とするよう十分に検討すること。
- ・太陽光発電設備など、再生可能エネルギーの活用等についての提案を行なうこと。
- ・地球温暖化防止の観点から、負荷の抑制・自然エネルギーの利用を行った上で、設備システムの高効率化による ZEB の認証を目指すものとする。

⑤維持管理に配慮した庁舎

- ・耐久性の高い構造やメンテナンスフリーの仕上げ材を採用するなど、建築物の維持管理におけるライフサイクルコストの低減について十分考慮された工法を検討し、中長期的な維持管理のしやすさに配慮し、機器・器具回りに適切なメンテナンススペースを設けること。

(2) 設計に係る要求水準

①必要諸室

室名		定員数 (人)	1室当 り(m ²)	室数 (室)	面積 (m ²)	備考
事務諸室	事務所	26	140	1	140	総務省基準(換算職員数4.5 m ² /人)、消防指令3名:換算率2
	資料作成スペース	2	11	1	11	国交省「新営一般庁舎面積算定基準」の製図担当者を採用 3.3 m ² /人×換算率1.7
	書庫	-	23	1	23	事務・資料作成スペースの面積×15%
	署長室	1	23	1	23	換算率5
	相談・協議スペース	6	7	2	14	最大6人・2室
	会議室+倉庫	-	50	1	50	24人対応 救命講習や救急訓練に使用・小~中人数の会議開催程度
	多目的・研修室	90	130	1	130	スクール形式最大90人 移動式間仕切りを設置 (災害対策本部室との兼用可能)
	多目的・研修室収納倉庫	-	15	1	15	椅子、机収納用
	職員用WC・給湯室	-	20	1	20	男子:小2,大1(11 m ²) 女子:大1(4 m ²) 給湯室:5 m ²
	倉庫	-	8	1	8	
	計				434	
共用部分	風除室・玄関・EVホール	-	60	1	60	
	ロビー・展示スペース	-	60	1	60	来庁者(子供向け)の体験型の防災施設を整備
	男女・多目的WC、授乳室	-	35	1	35	男子:小2・大1(15 m ²) 女子:大2(11 m ²) 多目的トイレ:5 m ² 授乳室:4 m ²
	廊下・階段	-	200	1	200	
	受付	1	10	1	10	事務室を2階に設置する場合
	計				365	
生活エリア	食堂・厨房	13	50	1	50	26人/2≧13人以上、休憩スペース含む
	トレーニング室	-	30	1	30	
	更衣室	50	20	1	20	個人更衣ロッカーの設置50人分 ロッカー6人/台
	男子仮眠室	1	11	22	242	11 m ² /室:通路を含む 1室面積5.8~6.0 m ² (個室利用・1人/室) 更衣室との兼用も検討
	リネン室	1	5	1	5	
	男子洗面・洗濯室・トイレ	-	22	1	22	洗面3面、トイレ大1、洗濯パン2台、個人収納棚、乾燥スペース
	男子脱衣・シャワー室	-	4	3	12	シャワーブース(3室)、各脱衣室
	女子仮眠室	1	10	2	20	10 m ² /室:通路を含む 1室面積5.8~6.0 m ² (個室利用・1人/室)
	女子洗面・脱衣・シャワー室・トイレ	-	15	1	15	シャワーブース(1室)、脱衣室、洗面1面、トイレ大1、洗濯パン1台、個人収納棚、乾燥スペース
	物品庫	-	10	1	10	
計				426		
消防執務	出動準備室	50	100	1	100	・防火衣ロッカー50人(25台・2人用)の設置 ・出動時のミーティングスペースを確保(机が置けるスペース)
	出動用階段	-	10	2	20	10 m ² ×2
	洗浄・乾燥室	-	15	1	15	防火衣の洗浄室の設置(活動服等の衣類洗浄・乾燥室とは別に必要)
	救急資材乾燥室	-	10	1	10	
	情報通信室	-	10	1	10	出動動線(車庫)に近い位置
	救急資器材庫	-	10	1	10	
	緊急消毒室	-	20	1	20	
	計				185	
車庫	車庫	-	330	1	330	化学車1台、タンク車1台、救助車1台、救急車1台、はしご車1台、指令車1台、軽バン1台
	資器材置場	-	80	1	80	大規模災害用資材、各種工具、消防用ホース、ポンパ保管、タイヤ庫
	少量危険物庫	-	5	1	5	
	計				415	
合計				1,825	≒1,800 m ²	

※事務諸室は総務省基準「地方債庁舎起債基準」による算出を基本として算出

- ・ 諸室の構成と規模は、「①必要諸室」を目安に計画すること。
- ・ 共用部分の規模・計画等については、事業者の提案によるものとし、消防本部と協議を行うこと。

②仕上げ計画方針

- ・ 周辺環境との調和を図るとともに、維持管理についても留意し、清掃しやすく管理しやすい施設となるように配慮すること。
- ・ 外装については、使用材料や断熱方法等、工法を十分検討し、建物の長寿命化を図ること。
- ・ 使用する材料は、健康に十分配慮することとし、ホルムアルデヒドや揮発性有機化合物等の化学物質の削減に努めるとともに、建設時における環境汚染防止に配慮すること。仕上げの選定にあたっては、「建築設計基準及び同資料（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修、令和4年）」に記載される内容と同等以上となることを原則とする。

③内部仕上げ

- ・ 各部門、諸室の用途及び使用頻度、維持管理、並びに各部位の特性を把握した上で、最適の仕上げを選択すること。また、スリップ防止・衝突防止等の安全配慮を行うこと。

④外部仕上げ

- ・ 屋根及び外壁面、建具について十分な防水及び漏水対策を講じること。

⑤設備計画方針

- ・ 更新性、メンテナンス性を考慮した計画とすること。
- ・ 建築計画に整合し、適切に配置すること。
- ・ 自然採光を積極的に取り入れるなど、照明負荷の削減について十分配慮した計画とすること。
- ・ 省エネルギー、省資源、節水を考慮するとともに、ランニングコストを抑えた設備とすること。
- ・ 設備機器の更新、メンテナンス及び電気容量の増加等の可能性を踏まえ、受変電設備、配電盤内に電灯、動力の予備回線を計画すること。
- ・ PS・DSの配置、ピットの対応及び外壁面における給排気ダクト取合のための開口部確保等については、更新性や拡張性に配慮した計画とすること。

⑥電気設備計画

- ・ 浸水対策を考慮し、受変電設備及び非常用発電設備は2階以上に設置すること。
- ・ 非常用発電設備は防音性に優れ、72時間稼働できる容量とその燃料を備蓄すること。また、給油に必要な設備（ポンプ、配管等）を併設すること。燃料タンクは、浸水対策を十分に講じるとともに、補充しやすい構造とすること。
- ・ 監視・制御は、受配電システム遠隔監視、共用部分照明点滅制御、各種ポンプ・ファン類の遠隔監視制御、空調設備の遠隔監視制御等が可能なものとする。
- ・ 照明制御は、各種制御方式を適切に組み合わせたシステムとし、省エネルギー化を図ること。

- ・構内電話交換設備を設けること。
- ・OAフロアやケーブルラックを設け、インターネット回線の系統のLANケーブルが敷設可能な配管を設置すること。
- ・ケーブルラックは別途導入機器に対応できるルートと容量を確保すること。また、将来回線の増幅にも対処可能なものとする。
- ・情報関係の端末設置箇所は、将来の増加にも対応するため、配線上フレキシビリティのある配線計画を行い、予備経路なども確保すること。
- ・テレビ等電波受信状況調査（机上調査）を実施すること。
- ・職務の効率化を図る観点から、無線LANの整備に関し検討を行うこと。
- ・通信指令システムについては、消防本部が契約する業者と連携・協力すること。

⑦給排水設備計画

- ・雨水の再利用、井水の利用など、水資源の有効活用を行うこと。
- ・配管は高耐久性と耐震性に配慮した工法、仕様とすること。
- ・ガス設備を設置する場合は、使用目的に応じて、利便性、快適性、耐久性に配慮すること。
- ・災害時に飲料水、生活用水、消防用水を約1週間分確保するために、貯水槽や防火水槽の設置を検討すること。

⑧空調・換気設備

- ・空調設備及び換気設備については、個別の制御性と中央監視による運転管理性（スケジュール機能を持つ）の機能を両立させること。
- ・各施設の規模・用途に応じて、最適な空調方式を選定するとともに、できるだけ自然エネルギーを活用することで、環境負荷の軽減に努めるものとする。
- ・省エネルギー性に配慮し、居室等は空調換気扇の設置を計画すること。また、可能な限り自然換気を行えるように計画すること。

⑨昇降機設備

- ・高齢者、障がい者等の利用を考慮し、昇降機を1基設けること。
- ・ストレッチャー対応可能な（かご内法 1,300×2,300）11人乗り以上とし、点字表示や音声等の案内情報などの設備を設けること。

⑩外構等に係る要件

- ・駐車場は、職員・関係者用40台程度を確保する他、来庁者用駐車場を緊急車両の通行に妨げとならないようにすること。
- ・職員用及び来庁者駐車場には、EV車用充電器を将来設置できるよう配慮すること。
- ・駐輪場は屋根付きで電灯設備を設置すること。
- ・敷地外周に照明設備を設置すること。

設計著作権に関する特約条項

(著作権の帰属)

第1条 成果物又は成果物を利用して完成した建築物（以下「本件建築物」という。）が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、著作権法第2章及び第5章に規定する著作者の権利（以下「著作権等」という。）は、著作権法の定めるところに従い、受託者又は委託者及び受託者の共有に帰属するものとする。

(著作物等の利用の許諾)

第2条 受託者は委託者に対し、次の各号に掲げる成果物の利用を許諾する。この場合において、受託者は次の各号に掲げる成果物の利用を委託者以外の第三者に許諾してはならない。

- 一 成果物を利用して建築物を1棟（成果物が2以上の構えを成す建築物の建築をその内容としているときは、各構えにつき2棟ずつ）完成すること。
- 二 前号の目的及び本件建築物の増築、改築、修繕、模様替え、維持、管理、運営、広報等のために必要な範囲で、成果物を委託者が自ら複製し、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をすること又は委託者の委託した第三者をして複製させ、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をさせること。

2 受託者は、委託者に対し、次の各号に掲げる本件建築物の利用を許諾する。

- 一 本件建築物を写真、模型、絵画その他の媒体により表現すること。
- 二 本件建築物を増築し、改築し、修繕し、模様替えにより改変し、又は取り壊すこと。

(著作者人格権の制限)

第3条 受託者は、委託者に対し、成果物又は本件建築物の内容を自由に公表することを許諾する。

2 受託者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

- 一 成果物又は本件建築物の内容を公表すること。
- 二 本件建築物に受託者の実名又は変名を表示すること。

3 受託者は、前条の場合において、著作権法第19条第1項及び第20条第1項の権利を行使しないものとする。

(著作権等の譲渡禁止)

第4条 受託者は、成果物又は本件建築物に係る著作権法第2章及び第3章に規定する受託者の権利を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾又は同意を得た場合は、この限りでない。

(著作権の侵害の防止)

第5条 受託者は、その作成する成果物が、第三者の有する著作権等を侵害するものでないことを、委託者に対して保証する。

2 受託者は、その作成する成果物が第三者の有する著作権等を侵害し、第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、受託者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずるものとする。